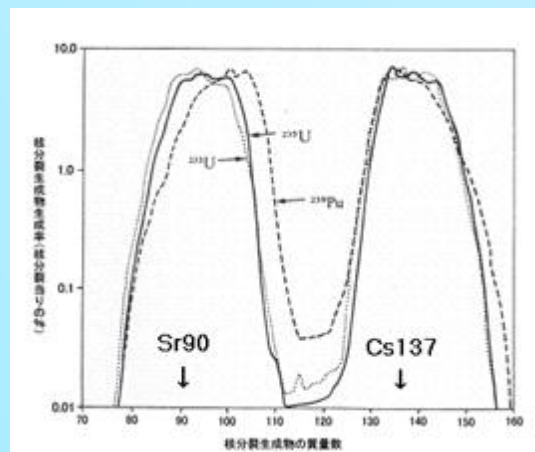


原子力発電導入の歴史と撤退に向けて



富田 道男

JSA *e* マガジン編集委員会 発行

まえがき

世界で唯一の原爆被爆国日本が、1 個の原爆の何万倍もの「死の灰」を生産する原子力発電を何故導入することになったのか？

この一文は、2011 年 8 月、地域の小さな保育園の「9 条の会」の原発学習会において、上記のテーマでの講演を依頼されたのを契機に、我が国の原子力発電導入の歴史的経過をたどってまとめた講演資料に、その後加筆して文章としたものである。

我が国の原子力発電導入には、北東アジアにおける政治状況の変化と太平洋戦争後の我が国の産業が急速に復興する中で生じた深刻な電力不足という、二つの要因が挙げられる。

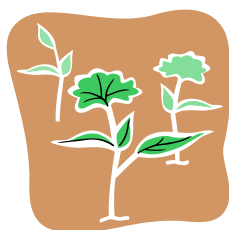
前者は、1949 年のソ連邦の核実験成功による核兵器のアメリカ独占の崩壊と中華人民共和国の誕生である。日本列島は、当時敗戦により連合国軍が占領統治していたが、1951 年のサンフランシスコ平和条約締結と同時に、日本とアメリカは日米安全保障条約を結び、日本列島各地に米軍基地が設置された。米軍基地の設置は同時に核兵器の配備を意味するが、核被爆国日本の世論は、核兵器の持ち込みは認めない状況であった。

アイゼンハワー米大統領により 1953 年 12 月の国連総会において提案された「平和のための原子力」は、日本語訳を資料(1)に挙げてあるが、日本を十分に意識して行われたと思われる。演説の終りのところで彼は国際機関設置を提案して、その機関の重要な役割として「世界の電力の不足する地域で、あり余る電力を提供することもその特別な目的となる。」と述べている。深刻な電力不足に陥っていた日本では、翌年 3 月、第 19 国会で審議中の昭和 29 年度予算案に「原子炉築造を図る経費 2 億 3500 万円」が修正提案として計上され、可決成立した。これ以降、産・官・学による「原子力の平和利用」体制の構築が進められ、基礎研究を重視する学術会議の慎重派を排除して、産業界特に電力会社を中心とする原子力産業会議の発足を見て、我が国の原子力発電事業は急速に展開されることになった。これらの経過の概略をⅠとⅡに述べてある。

Ⅲは原子力発電技術の危険性と再生可能エネルギー利用へのシフトについて触れてある。核分裂エネルギーを利用する限りは、「使用済み核燃料」には長半減期で強い放射能をもつ放射性物質が大量に含まれている。狭く継続的に地殻変動をする日本列島にはこれらを人の暮らしから隔離保管する場所は、例え深地層といえども、存在しない。この一事だけでも、電力会社は電力供給という社会的責任を果たすべく、原発を廃棄して、再生可能エネルギーの利用に取り組むべきである。

『原子力発電導入の歴史と撤退に向けて』目次

まえがき	1
目次	2
はじめに	3
I. 日本の敗戦から講和条約まで	
— 社会主義を目指す国ぐにの台頭と核兵器の拡散	3
II. 核被爆国日本がどうして原子力発電を導入することになったか	4
(1) 米国の核政策の転換	4
(2) 日本の電力をめぐる状況と原子力エネルギー	5
(3) 原子力発電導入の始まり	5
(4) 原子力発電炉の導入	9
III. 原子力発電の危険性について	12
危険の第1 大量の放射性物質を生産する	13
危険の第2 原子力発電技術は地震大国日本の環境に適していない	14
危険の第3 使用済み核燃料の危険	14
IV. 原発からの撤退のために — 撤退しても電力は足りている	15
結びに代えて	17
参考文献等	18
資料(1) アイゼンハワーの国連演説 “Atoms for Peace”	19
資料(2) 第1回国会における吉川末次郎議員の質問抜粋	25
資料(3) 原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明	28
資料(4) 原子力問題について申入れ	29
資料(5) 原子力の研究・開発・利用に関する措置について申入れ	29
資料(6) 原子力新聞創刊号4ページ、役員名簿	30
資料(7) 発電用原子炉の輸入について(勧告)	31



はじめに

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災により、日本が初めて経験した原子力発電炉の炉心溶融事故を契機にして、日本科学者会議京都支部は、5 月の支部定期大会において、原発問題研究委員会を立ち上げた。委員会の活動は、事故後に広範に開催された原発問題に関する講演・学習会への講師派遣である。人々の関心は、原発から放出された放射性物質による環境汚染にあった。60 年前、世界初の原爆の被爆を体験した日本が、何ゆえに原発を導入したのか、本稿は、その経過を明らかにする目的で用意した資料を基にまとめたものである。

I. 敗戦から講和条約まで — 社会主義を目指す国ぐいの台頭と核兵器の拡散

ナチス・ドイツ降伏後も抗戦を続ける日本に対して、1945（昭和 20）年 7 月 26 日、米・英・華（当時の中国）の三国により、無条件降伏を求める 13 箇条の「ポツダム宣言」¹⁾ が発表された。直後、日本政府は、天皇制についての記述の無いことから、“黙殺”の態度を表明し、それが報道されて、連合国側には”拒否”と伝わたとされている²⁾。そして、発表から 11 日後の 8 月 6 日（月）広島にウラン製原爆が投下され、続いて 9 日（木）には長崎にもプルトニウム製原爆が投下され、両市は一瞬にして灰燼と化し、多数の市民が犠牲になった。この新型爆弾の威力の前に 15 日（水）、日本政府は無条件降伏を受け入れ、第二次世界大戦は日本の敗戦をもって終結した。

日本に進駐してきた連合軍総司令部（GHQ）により、財閥解体（1945～1952）など様々な社会改革が進められる一方、日本の原子力研究は全面的に禁止され、日本軍部の委託を受けてウラン濃縮などの研究に使用されたとされる理化学研究所³⁾などのサイクロトロンは、連合軍により海中に遺棄された。

また、あまりに悲惨な原爆被害の状況に対する反発を警戒して、連合軍は、1949 年 10 月までその報道内容を検閲して制限した⁴⁾。

敗戦から 1 年余りたった 1946（昭 21）年 11 月 3 日、大日本帝国憲法に代わり、日本国憲法が公布され、6 か月後の 1947 年 5 月 3 日に施行された。ここに平和と民主主義を基調とする新憲法の下で、戦争で荒廃した日本の国土や産業の復興が始まった。そして 1949（昭 24）年、中間子理論の業績に対して湯川秀樹博士が日本人として初めてノーベル物理学賞を授与され、連合軍により禁止された原子力研究のうち、原子核・素粒子物理学に対する関心が社会的に高まった。



敗戦から4年後の1949年からの数年間に、北東アジアの政治状況に大きな変化が起こった。世界最初の原子爆弾（原爆）製造に成功し使用した米国に次いで、1949（昭24）年8月、ソ連が核実験に成功して2番目の原爆保有国になり、また同年10月1日、内戦の続いていた中国大陆に社会主義建国を謳う中華人民共和国が誕生した。そして翌1950（昭25）年、朝鮮戦争が勃発し、1953（昭28）年7月27日に国際連合軍総司令官・米国陸軍大将・マーク・W・クラーク、朝鮮人民軍最高司令官・朝鮮民主主義人民共和国元帥・金日成、及び中国人民志願軍司令官・彭徳懐が署名して、休戦協定が成立し、戦闘は止んだ。しかし、休戦ラインを挟んで北朝鮮軍と国連軍が対峙する状況は、21世紀の今日も続いている。

北東アジアにおける社会主義を目指す国の台頭と朝鮮戦争の勃発を経て、米国は、占領下日本の連合軍基地に代えて、米軍基地を配置する必要に迫られたことは想像に難くない。米軍基地の配置は、同時に核兵器の配備を意味し、1953年以降、米軍艦船による核兵器の日本への持ち込みが行われていたことが明らかにされた⁵⁾。

その米国主導の下に、1951（昭26）年9月、日本はソ連、中国、インドを除く旧連合国48国と平和条約（サンフランシスコ条約⁶⁾）を締結し、同時に米国と日米安全保障条約（安保条約）を締結した⁷⁾。平和条約の第三条に琉球や小笠原諸島などを米国の信託統治とする一文があり、翌年4月28日の発効とともに主権国日本に米軍基地が設けられ、また、施政権を得た琉球において米国は、基地用に沖縄本島の農地などを強制的に収用し、1972（昭47）年、施政権が日本に返還された後も、沖縄県には全島面積の約10%を占める米軍基地が存在している⁸⁾。

他方、平和条約により、日本における原子力研究の自由が回復し、1949（昭24）年に発足した日本学術会議においても、設置されていた原子核研究特別委員会（核特委）において原子力研究の将来計画等の議論が行われるようになった⁹⁾。

Ⅱ．被爆国日本がどうして原子力発電を導入することになったか

（1）米国の核政策の転換

アイゼンハワー米大統領が、1953年（昭28）年12月8日、国連総会において“平和利用のための原子力（Atoms for Peace）”という提案^{（資料1）}を行った。主旨は、「核軍備競争をやめて、原子力を平和目的に利用するようにしよう」「そのために国際的な原子力機関を設け、そこに核分裂物質保有国すべてが備蓄の一部を供出して、国際的に科学者たちが利用できるようにしよう」というものである。そして演説の終わりの部分には、「世界の電力が不足する地域に、

あり余る電力を提供することも原子力機関の特別な任務となる」ことを強調した。

米国は、1954（昭 29）年、他国との協力を禁止した原子力法（マクマホン法、1946）を改正して、二国間協定による原子力研究協力を可能にし、濃縮ウランを友好国に対して分配することを国連総会において表明した¹⁰⁾。日米安保条約を締結した友好国日本にもその概要書が送付された。

（２）日本の電力をめぐる状況と原子力エネルギー

戦後の第 1 回国会が 1947（昭 22）年 5 月 20 日に召集され、参議院本会議における質疑の中で「原子核の破壊による力を利用して経済生活の一つの革命化が考えられる」との文言¹¹⁾資料（２）が使用され、戦後の最初の国会において、「核分裂エネルギー」利用についての発言が行われた。また、当時の新聞でも「原子力は、軍事的利用の他に、平和的利用として放射性同位元素の多方面な利用と、動力源としての利用がある」（朝日新聞 1948/2/3、社説「原子動力化の年」）などの主張がみられる。

他方、産業の復興が進むと共に電力需要が急増し、表（１）に示すように戦後の 10 年間で使用電力は 3 倍強に増加した。この間、1952（昭 27）年には、政府出資の卸電気事業者として電源開発株式会社が設立され、1950（昭 25）年の国土総合開発法により企画された只見特定地域総合開発計画に参画して、発電事業を開始した。以後の約 10 年間に、糠平発電所（1956）、佐久間発電所（1956）、奥只見発電所（1960）など 4 つの水力発電所を建設した。

表(1)		年度別使用電力量(単位:100万kWh)					(電気事業便覧平成22年版より)		
和暦(昭)	20年度	26年度	30年度	35年度	40年度	45年度	50年度	55年度	
西暦	1945	1951	1955	1960	1965	1970	1975	1980	
使用電力量	16,419	37,064	53,144	99,411	168,821	319,701	428,335	520,251	

また、占領軍による財閥解体等社会改革の一環として、1951（昭 26）年、戦中の国家統制下にあった電気事業の再編成が行われ、日本の全発電所・送電施設を占有していた日本発送電株式会社（日本発送電）の施設は、すべて電力会社となった 9 ブロックの配電会社それぞれに移管された。今日の「電力の地域独占体制」は、このときに成立した。また同時に、解体された日本発送電の研究部門を基に、財団法人電力技術研究所が設立され、翌 1952（昭 27）年、経済部門が追加されて、戦後日本初の本格的な民間シンクタンクとして、電力中央研究所（電力中研）¹²⁾が発足した。

（３）原子力発電導入の始まり

第 19 国会が 1953（昭 28）年 12 月に召集され、上程された 29 年度政府予

算案に対して、1954（昭 29）年 3 月、自由党、改進黨、日本自由党 3 党による修正案「原子炉築造を図る経費 2 億 3500 万円」が突如提案され、可決成立した。我が国に初めて原子炉を築造する予算の成立を受けて、日本学術会議、政府及び産業界の対応は、それぞれ特徴のあるものであった。

（ア）日本学術会議の対応

総理大臣の諮問機関として 1949（昭 24）年 6 月 1 日に発足した日本学術会議では、予算成立前の 1952（昭 27）年、第 13 回総会において「原子力研究に関する検討委員会を政府部内に作る構想」が提案された。しかし「原子核研究は可だが、原子力研究は応用研究なので兵器の製造に関わる危険性あり」との意見が大勢を占めた⁹⁾。これ以降、我が国では「原子核研究」と「原子力研究」との区別が行われるようになり、原子核研究については、核特委による原子核研究将来計画が原子核研究所設立趣意書として、第 14 回総会の議決により、1953（昭 28）年 5 月に政府に申し入れられた。この申し入れは、東京大学原子核研究所¹³⁾として、1955（昭 30）年に大学共同利用施設として運用が開始された。他方、原子力研究に対する態度を検討するため、1952（昭 27）年の秋の総会で「第 39 委員会」¹⁴⁾が設置されて検討が行われたが、1953（昭 28）年末までには結論が得られなかった。そして年明けの 1954（昭 29）年 3 月、審議中の昭和 29 年度予算案に突如「原子炉築造を図る経費（原子力予算）」が修正提案され成立したのである。

これに対して、4 月 23 日付けで第 17 回総会は、「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」^{資料（3）}を出し、5 月 1 日付けで吉田茂内閣総理大臣宛に「原子力問題について」^{資料（4）}申入れを行い、連絡なしに原子力予算が計上されたことに遺憾の意を表明し、併せて、予算使用の方針並びに原子力問題の重要事項について学術会議に諮問するよう要望した。1954（昭 29）年 10 月、



第 18 回総会で「原子力の研究・開発・利用に関する措置について」を決議^{（資料 5）}し、研究・開発・利用の目的を平和・経済自立・福祉に限定し、公開・民主・自主の原則等 7 項目を内閣総理大臣代理緒方竹虎宛に申し入れた。いわゆる原子力三原則遵守の申入れである。

原子力研究に対する慎重論の背景には、ジョリオ・キュリー（仏）やオッペンハイマー（米）など欧米の有名な物理学者が、平和目的で携わった原子核研究から追放されて、以後、軍事研究として引き継がれていったという苦い経験を科学者たちが知っているからであるといわれている⁹⁾。

（イ）政府の対応

原子力予算の執行に当たり、政府は、原子力政策の基本方針を審議するため、1954（昭 29）年 5 月 11 日、内閣府に、学識経験者 3 名、関係閣僚 5 名、経済界 2 名からなる、原子力利用準備調査会¹⁵⁾を設置した。当初の委員は、会長緒方竹虎（副総理）、副会長 愛知揆一（経済審議庁長官）、小笠原三九郎（蔵相）、大達茂雄（文相）、愛知揆一（通産相）、石川一郎（経団連会長）、茅 誠司（東京大学）、藤岡由夫（東京教育大学）、松前重義（衆議院議員）、立花 昭（電源開発）であった。

原子力利用準備調査会の定めた基本方針は、

- 1) わが国将来のエネルギー供給その他のために原子力の平和的な利用を行うものとする
 - 2) 前項の目的に資するため、小型実験用原子炉を築造することを目標として、これに関連する調査研究および技術の確立等を行うものとする
- とされた。なお、この調査会に一般的事項を審議するため、総合部会が設けられ次の事項が審議された。

- 1) 放射性同位元素の取扱い
- 2) 米国からの濃縮ウラン賃貸借に関する双務協定
- 3) 原子力平和利用国際会議への参加
- 4) 原子炉設置計画の設定
- 5) ウラン資源の探査
- 6) 大学の研究用原子炉設置

他方、1954（昭 29）年度原子力予算が通商産業省（通産省）工業技術院への補助金であった関係で、通産省は、昭和 29 年 6 月 1 日に原子力予算打ち合わせ会を設置して、予算の実施に関する重要事項を審議することとした。予算打ち合わせ会は、海外の原子力事情を調査するため、同年 12 月に 14 名の調査団を欧米各国に派遣した。調査団¹⁵⁾は、藤岡由夫ほか 6 名が原子炉および原子力政策について、千谷利三ほか 4 名が重水その他の化学方面、小川芳樹が冶金および佐藤源郎が地質探鉱の 4 班で編成された。この海外調査団は、1955（昭 30）年 5 月に提出した調査報告において、次のような勧告を行った。

- 1) 我が国に建設される小型実験炉は天然ウラン重水型とし、出力は 1 万 kW とすべきこと
- 2) 日米原子力研究協定を締結すること
- 3) 原子力関係の統括機関を早急に整えること
- 4) 原子力開発の実施機関を至急創設すること
- 5) 放射線に対する安全対策を講ずること

この勧告を下に原子力研究体制の整備が進められた。まず法的根拠として、1955 年 12 月公布、1956 年 1 月 1 日施行の原子力基本法、原子力委員会設置

法、及び総理府設置法の一部改正法（原子力局の新設）のいわゆる「原子力三法」が制定された。すなわち原子力の開発・研究は、原子力基本法の「自主・民主・公開」の三原則の下に、原子力委員会が政策を立案し、実施に当たって原子力局が庶務を担当する体制で進めることとされた。

原子力基本法の目的は、第一条において「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」としており、明確に「原子力発電導入の根拠を法的に整えるためのもの」であったと言えよう。また基本方針として第二条に「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」としている。これは、学術会議の申し入れた原子力三原則、すなわち公開・民主・自主の文言はそれぞれ取り入れているが、研究の公開ではなく、成果の公開に矮小化され、当初から、三原則の空洞化が始まったとされている。

友好国に対する濃縮ウランの提供を表明した米国からの概要書送付を受けて、諮問を受けた原子力利用準備調査会は、海外調査団勧告に基づき、1955（昭 30）年 5 月に濃縮ウランおよび所要の技術援助の提供を受けること並びに開発に必要な体制整備を条件に、日米原子力研究協定（原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国とアメリカ合衆国との間の協定）の締結¹⁶⁾を政府に答申した。原子力三法制定の準備とともに日米間の研究協定交渉が開始され、6 月に我が国の要求の殆どを受け入れた協定がワシントンで仮調印され 1955（昭 30）年 11 月、最大 20%の濃縮度を持つウラン 235 を 6kg まで受け入れる協定が発効した。米国の当初提案にあった「動力用原子炉についての協定が行われることを希望しかつ期待し、その可能性について随時協議するものとする」は、原子力について米国のひも付きになる恐れとの懸念から協定に入らず、交換公文書とされた。

濃縮ウランの受け入れは、それまでの学術会議の意向すなわち、公開・自主・民主の原則の下で、小規模かつ長期にわたって自力で原子力技術を培っていくという考え方を、産業界の当初からの意向、即ち海外からの援助を取り入れて急速かつ大規模に行うという考え方に移行する要因となったとされている。

そのほか、海外調査団の勧告に基づき、原子力開発の実施機関が次々に設置され、開発予算も急速に増加された。その次第は以下の通りである；

- ・ 1955（昭 30）年 11 月、「(財) 原子力研究所」発足
- ・ 1956（昭 31）年 4 月、日本原子力研究所法成立、6 月、日本原子力研究所設置
- ・ 1956（昭 31）年 8 月、原子燃料公社設立

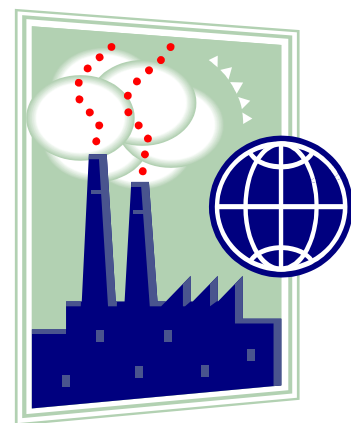
・1956（昭31）年度 原子力予算、36 億円、1957（昭32）年度予算 90 億円

（ウ）産業界の対応

原子力三法の制定など政府の原子力研究体制整備に呼応して、1955（昭30）年6月、電力中研の電力経済研究所が中心となり官民一体の原子力平和利用調査会が設立された。機関紙「原子力新聞」を刊行して原子力先進国への調査団派遣など情報収集に努めた。

原子力新聞創刊号^{資料（6）}に掲載された原子力平和利用調査会の顧問187名には、主要産業各社の役員、各省の次官のほか湯川秀樹、伏見康治、中谷宇吉郎等大学教授多数が名を連ね、さしずめ“産官学一体の原子力研究推進団体”の様相を呈していた。

しかしこの原子力平和利用調査会発足の翌年、1956（昭31）年2月、正力松太郎原子力委員会委員長が米国の原子力産業会議設立の構想を打ち出して、原子力委員会の了承の下に産業界・言論界の代表者を招き、この構想を提起して、3月には、社団法人日本原子力産業会議¹⁷⁾が約250社の参加で設立された。初代会長に、菅礼之助電気事業連合会々長が就任し、副会長には植村甲午郎ニッポン放送社長その他2名が就任した。そして1年後には700社を超える会社が参加して、公開・民主・



自主の開発・研究を主張する学界と政府が主導する原子力開発・研究の流れは、政府と産業界主導の原子力開発推進体制に移行していった。原子力平和利用調査会の機関紙「原子力新聞」は、1956（昭31）年3月号から、「原子力産業新聞」と誌名を変え、今日に至っている。また、性急な原子力発電推進の主張に抗して、湯川秀樹原子力委員は、1956（昭31）年3月その職を辞した。

日本原子力産業会議は、米国の原子力産業会議に加盟し、海外情報の収集と会員への提供、各種の専門部会を設けて調査研究を行うなど、先進国の技術吸収による原子力産業育成の中心的役割を担うこととなった。また、1955（昭30）年から1956（昭31）年にかけて、原子力に関する産業グループの結成が行われ、造船会社による原子力船調査会、原子力金属懇話会など5つの産業グループが結成された。

（4）原子力発電炉の導入

日本学術会議は、第24回総会の決議として、1957（昭32）年5月6日付けで、“発電用原子炉の輸入について”政府に勧告を出した^{資料（7）}。その要旨は「我が国の急迫したエネルギー事情と関連して、原子力発電を実用規模で実験するための発電用原子炉をできるだけ早く輸入することが課題となっている。発電用原子炉の輸入は、長期基本計画の一環としてなされるべきであり、

当該原子炉の輸入が、我が国技術の自主的発展を促進し、基礎的研究とも十分有機的関連をもつよう配慮されることを望むものである。」というものであった。当時「発電用原子炉開発のための長期計画（長期計画）」¹⁸⁾は原子力委員会で検討中であったが、学術会議の勧告より2ヶ月後の8月5日、原子力委員会は「発電を目的とする実用原子炉の導入について」声明を発表した¹⁹⁾。声明の概要は次のようなものであった。

1) 海外の原子力発電技術は実用の域に近づきつつあり、わが国のエネルギー需給のバランスをとり外貨収支の改善に資するため40年度（1965）以降新設すべき火力発電設備の相当部分を原子力発電におきかえるべきである。このためできるだけすみやかに実用の域に達した原子炉を海外から導入して原子力発電に関する技術の向上と技術者の養成をはかり、原子力開発を促進することが必要である。

導入すべき実用発電炉の型式、出力、導入の時期および相手方など具体的な事項は、適当な時期に調査団を派遣し、経済的、技術的に十分検討の上決定すべきである。

2) 受け入れ主体としては当面九電力会社、電源開発株式会社その他の関係機関の協力による新しい会社が適当であり、早急に新会社設立のための設立準備委員会を設けるべきである。

日本原子力研究所を中心とする原子力技術の開発には多額の国家資金を要し、一方、原子力発電が採算の圏内に近づきつつあると考えるので原子力発電においては民間資金を主体とすることが望ましいが、日本原子力研究所も上記の新会社と密接な協力体制をとり、必要な援助を行うこととする。

この声明は、自主的技術開発には多額の国家資金と長期間を要し、それを期しては我が国の電力需要に適應できないことを主張するものであった。学術会議が主張した公開・民主・自主の原子力三原則は、原子力基本法により研究の公開が成果の公開に矮小化されたのに続き、三原則に則り研究・開発を担うとされた原子力研究所も、民主・自主とは無縁の新会社と密接な協力体制をとることとなり、完全に空洞化したと言えよう。この声明を受けて、1957（昭和32）年11月1日、卸電気事業者として日本原子力発電株式会社が設立された。会社の基本方針は次のようなものであった；

1) 原子力発電の企業化のため、実用規模の発電炉として、第一期工事で英国系の天然ウラン型を、第二期工事で米国系の濃縮ウラン型を設置し、建設、運転、操作を行う

2) 株式割当は、電源開発株式会社20%、民間の9電力、原子力産業5グループおよび原子力発電主要関連産業が80%とした。

長期計画に挙げられていた発電用原子炉の導入は1960（昭和35）年から開始された。

濃縮ウラン・水冷却の小型試験動力炉を日本原子力研究所に置く計画は、日

本原子力研究所が 1960（昭 35）年に米国 General Electric（GE）社と動力試験炉（JPDR、BWR）の設置契約を結び、技術を習得するため設計・建設に我が国の関連会社が参加した。そして 3 年後の 1963（昭 38）年 10 月 26 日、我が国で初めて 1.25 万 kW の発電に成功し、その後 13 年経過の後、1976 年運転を停止した。その後 10 年間の冷却期間を経て 1986 年解体を開始し、さらに 10 年後の 1996 年解体作業は終了した²⁰⁾。

原子力発電は民間資金を主体とすることが望ましいとして設置された日本原子力発電株式会社（日本原電）が第 1 期計画として 1960（昭 35）年 1 月、英国から導入した黒鉛減速ガス冷却炉（Calder Hall 型）の建設を茨城県東海村において開始した。これは、1965（昭 40）年 5 月 4 日に初臨界に達して、1966（昭 41）年 7 月 25 日に出力 16.6 万 kW で日本原電東海発電所として営業運転を開始した²¹⁾。この発電所は、1998（平 10）年 3 月に営業運転を停止し、現在炉の解体作業中である。

1966（昭 41）年 4 月、第 2 期計画として、米 GE 社の沸騰水型原子炉（BWR）の建設に着手し、敦賀発電所として、1970（昭 45）年 3 月に 33.1 万 kW で営業運転を開始した²²⁾。卸売電気事業者日本原電敦賀発電所の電力の販売先は、北陸電力、中部電力および関西電力である。

民間の電力会社の原子力発電の導入は、1967（昭 42）年に関西電力と東京電力が開始した。

関西電力は同年 8 月 21 日、福井県美浜町において、米国 Westing House（WH）社製の加圧水型原子炉（PWR）による美浜原子力発電所の建設に着手し、1970（昭 45）年 11 月 28 日に出力 34 万 kW で営業運転を開始した²³⁾。東京電力は、1967（昭 42）年 9 月、福島県双葉郡大熊町福島第一原子力発電所の沸騰水型原子炉（米 GE 社製）の建設に着工し、1971（昭 46）年 3 月に出力 46 万 kW で営業運転を開始した²⁴⁾。

1970 年の“第一次オイルショック”の影響もあり これ以降、9 電力会社が次々と発電用原子炉の設置を進めていった。1970 年代 20 基、1980 年代 16 基、1990 年代 15 基と、高速増殖炉「もんじゅ」を除いて、2011 年 3 月 11 日までは、定期点検休止中を含めて沸騰水型原子炉 31 基、加圧水型原子炉 23 基、合計 54 基の原子力発電炉が稼働していた。

世界では 2011 年 4 月現在、437 基の原子炉が稼働しているが、そのうち米国 104 基、フランス 58 基について、日本は世界で 3 番目の保有国である。

熱出力に対する電気出力が約 33%の我が国の原子力発電では、余分の熱除去を海水により行う必要があること及び都市近郊での設置が困難であることの理由により、原子力発電所は電力の大消費地である大都市から離れた土地の海岸に立地している。このことと新たな原子力発電炉の設置を誘導・促進するために、1974（昭 49）年、電源三法とよばれる助成制度が作られた。その仕組みは、財源のために電力消費に対して一定の税（2012 年現在、消費電力

1000kWh に対して 375 円の税) を課す電源開発促進税法、それによる巨額の財源を基に電源用施設周辺地域整備法によりその地域の整備に、特別会計に関する法律に基づき資金を交付する制度である。巨額の交付金により、原発保守のための建設業やサービス業への就業者が倍増し、それまでの物作り地場産業の衰退を招くなど、原発立地地域における経済の構造は大きく変質して、交付金なしでは設置自治体財政が成り立ち難くなる例がみられる²⁵⁾。地方自治体では、財源確保のために新たな原子炉の設置を容認するなど、「原発は麻薬のようなもので、いったん始めると止められない」と言われるような状況を招いている。

ここまでのまとめ

(1) 米国は、反核感情の鎮静化を図る目的で、原子力の平和利用推進を打ち出しそのために、他国との協力を禁じた核政策を転換した。特に電力の不足する国に豊富な電力を提供するため、濃縮ウランを友好国に提供した。

(2) 電力不足の状態にあった日本は、濃縮ウランを受け入れ産官学一体となって、自主・民主・公開の原則の下、原子力エネルギー利用の独自の開発研究を進めようとしたが、産官主導の外国技術導入の方針が優先された。

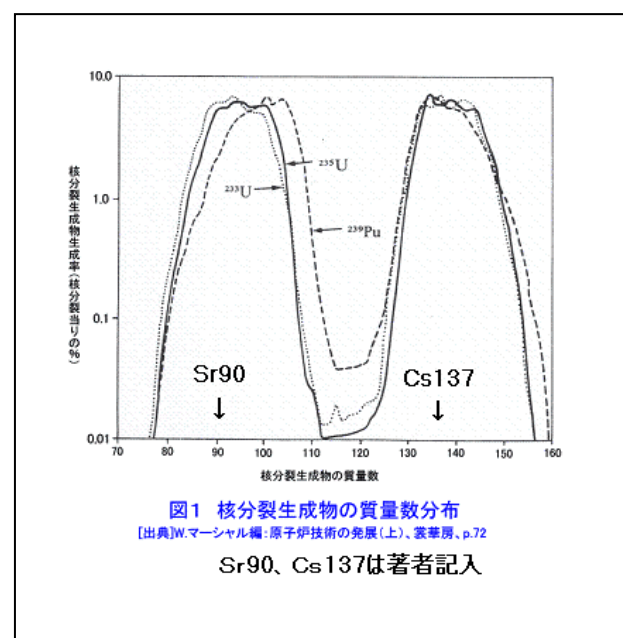
(3) 外国からの発電炉の導入による技術の習得を進めて、1970 年より 2000 年までの 30 年間に 50 基を超える発電炉が建設された。世界一過密な原発立地国となったが、40 年後の今日においても使用済み核燃料の処理法が未確定であり、「トイレなきマンション」のたとえのままである。

2011 年現在、発電用原子炉保有国の上位 3 までの原発立地密度を比べると、米国は 104 基で 4.8×10^{-6} 基/ km^2 、フランスは 58 基で 9.2×10^{-5} 基/ km^2 、日本は 54 基で 1.5×10^{-4} 基/ km^2 となる。日本の面積の 61% が山地である²⁶⁾ ことを考慮すると、日本の原発立地密度は、米国の約 150 倍、フランスの 25 倍である。国土面積の小さい日本の原発立地密度は、先進工業国の中でも突出していることが分かる。

Ⅲ．原子力発電の危険性について

原子力発電は、核分裂で生じるエネルギーを電力に変換するエネルギー変換技術である。そこで技術というものの特性についての考察を踏まえて、この技術の本質的な危険性について分析する。

今日の技術体系は、火を発見した古代以来、永年にわたり人々が暮らしの



便益のために工夫したわざ（技）やすべ（術）が蓄積されて出来上がったものである。したがって、技術が暮らしの役に立つためには、安全に使用・利用することが必至であり、逆に「安全な技術」というものは存在しないと見るべきである。また、技術が安全で豊かな暮らしの役に立つためには、それが暮らしを壊すことの無い、環境にふさわしい利用・使用でなければならない。このような考えの下で原子力発電の危険性について考察する。

危険の第 1 大量の放射性物質を生産する

核分裂では、核分裂生成物の質量分布は、図（１）に示すように、質量数 90 付近と 140 付近に大きな山を示すことが実験で確かめられている。ウラン 235 の原子核 1 個が熱中性子を吸収して核分裂すると、2 個の原子核（分裂片）と 2、3 個の中性子が発生する。核分裂で放出されたエネルギーの殆どは、これら分裂片の運動するエネルギーに転化され、さらにこれらは周囲の原子と衝突してエネルギーを失い運動のエネルギーは熱エネルギーに転化される。この熱を高温・高圧の水蒸気のエネルギーに転換して発電機のタービンを回転させて、電力に転化する。

さて、ウラン 235 を 1 グラム燃焼（分裂）させるとほぼ同量の分裂片が生じ、そのうちの約 30% が各種放射性物質²⁷⁾である。また、発生した中性子の一部は、濃縮ウランの大部分を占めるウラン 238 や分裂片と反応して核分裂物質のプルトニウム 239 や新たに放射性物質を生産する。さらに分裂片の 25% は、半減期 10 年以上の長寿命核で、中には、半減期 150 万年のジルコニウム 93 が 5.5% ほど含まれている²⁷⁾。

福島第一原発²⁴⁾で最も出力の小さい 1 号炉の例では、装荷ウランは、69 トンである。原発では通常低濃縮ウランが使用されているので、これを 3% 濃縮とすれば、ウラン 235 は 2.1 トン含まれていることになり、熱出力 138 万 kW から単純計算すると、ほぼ 4 年相当分の燃料となる。したがって、1 年間使用した燃料棒の中には、2.1 トンの 4 分の 1、即ち約 500 キログラムが燃焼し、その約 30% 150 キログラムの各種放射性物質が生じる勘定になる。また、約 25% の 100 キログラムは、半減期 10 年以上のものである。ちなみに 1 グラムのセシウム 137 の放射能が、32 ペタベクレル (3.2×10^{16} Bq)（ベクレル：1 秒間に崩壊する放射性原子核の数）であることから、150 キログラムの放射性物質のもつ放射能が想像を絶するすさまじいものであることが覗える。

生産活動を通じて、長寿命で強い放射能をもつ物質を新たに大量に製造することは、これらが放射崩壊を待つ以外消滅しない物質であることから、人の放射線被曝の危険性を高め、生活環境を破壊する可能性を高める活動と言わねばならない。まして国土面積の全球面積比が世界第 62 位（0.25%²⁸⁾）の小国日本では、その発生が小さい確率であるとしても、過酷事故など原発災害が生じた場合、強烈な放射能をもつこれら放射性物質が周辺環境を汚染して、住民の

暮らしを破壊する。このことは、福島第一原発の事故が私たち日本に住む者に教えてくれたことである。

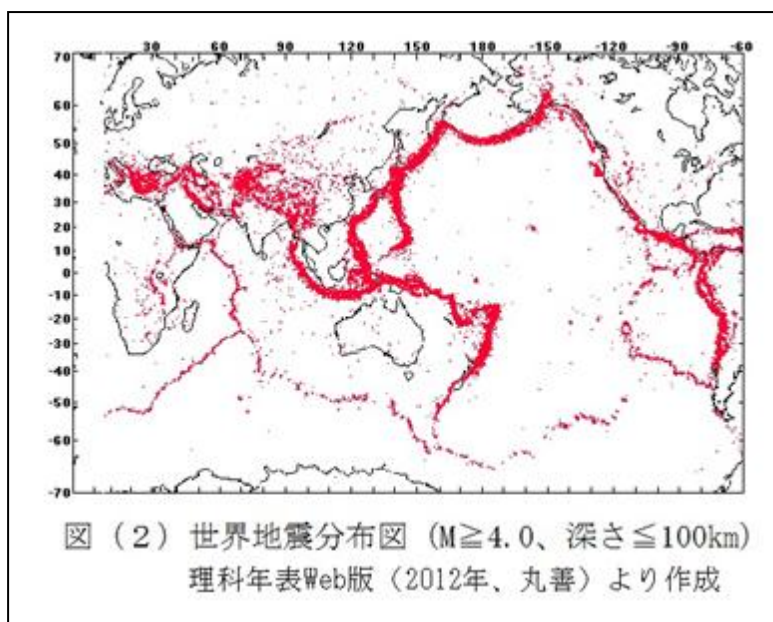
危険の第2 原子力発電技術は地震大国日本の環境に適していない

日本は、環太平洋地震地帯に位置する地震多発国である。マグニチュード $M \geq 4.0$ で震源深さ100キロメートル以下の地震の発生頻度は、図(2)に赤い打点で示すように、日本列島が隠れてしまうほどである。

沸騰水型または加圧水型軽水炉を使用する日本の原発では、高温高压の水蒸気でタービンを回すので、原子炉で発生した水蒸気を通すために、圧力タンク・格納容器・原子炉建屋とタービンを結ぶ長大な配管が必要である。さらに緊急時対策システムなどの配管が附設されていて、全体として複雑な構造体になっている。地震対策は、震度を想定して立てるので、「想定を超える震度」の場合はこれら構造物の損傷は避けられない。

福島第一原発1号炉の冷却水系は、現時点で人の立ち入れない状況なので確認されていないが、津波襲来の前に地震動で損傷した可能性は否定できないと国会事故調も指摘している²⁹⁾。

「安全神話」の下で「起こるはずのない過酷事故」、しかも世界初の「3基の炉心同時溶融」を起こした福島第一原発の事故は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従って設置されてきたわが国の原発が、耐震震度を超える地震に対する安全性の担保を喪失したことを意味している。例えば500年に一度の大地震を想定して、余裕をもって耐震設計をしたとしても、それを超える震度の地震が起こる可能性は消えない。運転開始後に複雑な構造体の耐震テストを行うことが事実上不可能である限り、局所的脆化や劣化の見落としにより再び過酷事故が発生すれば、自然災害と異なり、放射性物質による環境汚染が人の居住できない広範な地域を長期間にわたり作り出す。住民の安全な暮らしを保証するために、我が国の原発は、可及的速やかに運転停止・廃炉とすべきである。



危険の第3 使用済み核燃料の危険

我が国の全原発から発生する使用済み核燃料は、2010(平22)年の予測では2015(平27)年にはウランの重量で年間約1000トン³⁰⁾である。使用済み

核燃料は、燃え残りのウラン燃料と新たに生成したプルトニウムと共に、長寿命で強い放射性物質を内蔵している。これらから核燃料を抽出して新たな核燃料として使用し、燃料の増産を図る核燃料サイクルの形成が計画されているが、使用済み核燃料の国内処理施設が未完成なので、これらは各発電所で保管されており、福島第一原発の事故がなければ、2015（平 27）年の時点で、累積発生量はウラン重量で 20000 トン³⁰⁾ を超える見通しである。

各発電所の使用済み核燃料貯蔵庫において運搬可能な程度に冷却した古いものは、英国（BNFL）と仏国（COGEMA）の業者に委託して、プルトニウムとウランを抽出した残りの「高レベル放射性廃棄物」をガラス固化体に加工した後、それぞれを引き取り、「高レベル放射性廃棄物」は青森県六ヶ所村に設置された日本原燃（株）の「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター」に保管されている。40 年～50 年経過後、最終処分として地下 300 メートル程に埋設する「地層処分」の予定であるが、その場所は未定である。

「地層処分」技術は、日本原子力研究開発機構により、東濃地科学研究所および幌延深地層研究センターの 2 箇所で開発研究中である。しかしこの方法が地震大国日本で安全な廃棄物保管の方法となるかどうかは、不明である。地層処分施設を建設中のフィンランドやスウェーデンの例が引き合いに出されるが³¹⁾、スカンジナビア半島東側とフィンランドは安定な岩盤上にあり、図（2）に示すように、地震の打点の見えない国である。フィンランドのオルキルオト（Olkiluoto）に建設中の地層処分施設³²⁾は、地下 400 メートルの巨大な花崗岩質の岩盤の中をくり抜いて建設されている。これに対して日本列島は、プレート境界に位置し列島全体が継続的に地殻変動を受け続け³³⁾、列島全体に断層や地下水脈が分布する地震大国である。したがって日本の地質環境とは全く異なる環境の国の処分法は、日本の参考にならないと見るべきである。もし地層処分を強行すれば、「想定外」の地震・地殻変動や地下水の流入などによる施設損壊が起こり、高レベル放射性廃棄物の「想定外」の環境への流出は十分起こりうるリスクである。ここに再び「安全神話」を持ち込んではいならない。

いま日本の原発を全て停止した場合、生じる使用済み核燃料は、フィンランドのように再処理せずにそのままの状態で冷却し、外国企業に委託して既に生成・分離したウラン・プルトニウムと共に、国際機関による厳重な管理の下に、原発敷地内において半永久的に保管する方法が、我が国の選択可能な処理法だと考えられる。再処理工場の建設を中止し、原発から撤退して、これ以上の使用済み核燃料を増やさないことが原発による災害を未然に防止するために必要である。

IV. 原発からの撤退のために ― 撤退しても電力は足りている

（ア）関西電力（関電）の需給関係を例に検討する。2012（平 24）年 8 月現

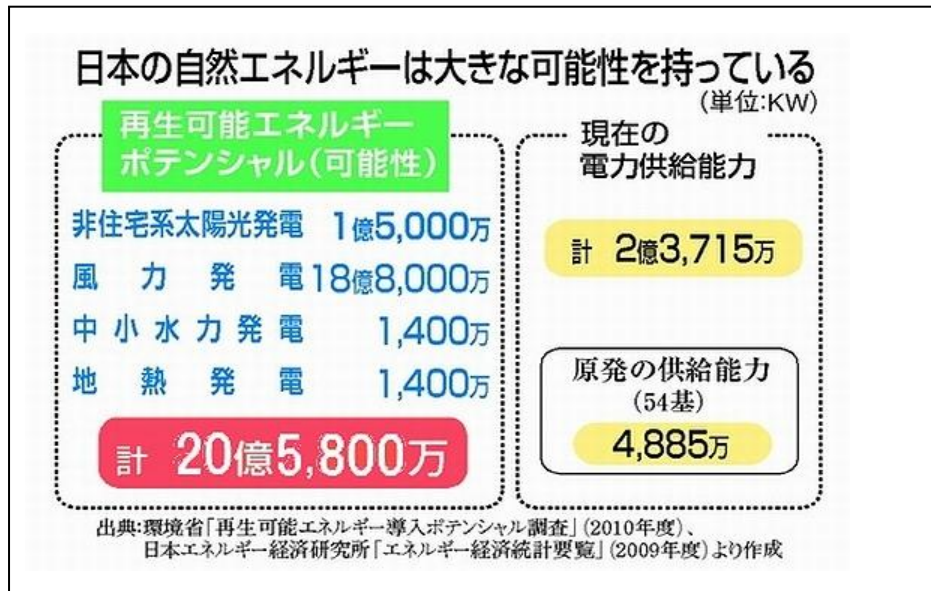
在、若狭湾の原発 13 基のうち、関電の大飯原発 3 号機と 4 号機の 2 機のみが運転され、11 基が停止している。これら 2 機の原発の定格出力は合計 236 万 kW である³⁴⁾。数日間最高気温が 30℃を超えたうちの 8 月 22 日の「電気予報」によれば、午前 7 時予想の最大使用電力は 2600 万 kW、ピーク時供給力を 2986 万 kW としているの、ピーク時供給電力から原発 2 機の電力を差し引くと 2750 万 kW が残り、利用率は 94.5% となり、電力の需給関係は「苦しい」状態の下限になる。しかし、1 基を停止して原発出力を 118 万 kW とした場合、ピーク時供給電力は 2868 万 kW となり、利用率は 90.6% となる。電力の需給関係は、利用率 90% 未満の「安定」を 0.6% 超えて「やや苦しい」状態の下限になるが、これは他の電力会社との融通により何とか凌げる量である。現に、8 月 24 日のピーク時供給電力として 3033 万 kW を用意することができた。22 日にこの電力を準備すれば、原発 1 基停止状態で利用率は「安定」な 89% である。したがって、再稼働した 2 機のうち少なくとも 1 基は現時点で不要であり、「高レベル放射性廃棄物の製造は少ないほど良い」ことから、関電の需給バランスからみても 1 基はただちに運転を停止しても差し支えは生じないこととなる。

今後、再生可能エネルギー利用電力の普及拡大を進めるとともに、その買い取り制度「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を活用して、関西電力は再稼働した 2 基の原発を可及的速やかに停止すべきである。

(イ) NPO 法人「気候ネットワーク」が 2011 年 7 月に発表した「全ての原発が停止する場合の影響について」の試算がある³⁵⁾。それによると、原発を全て停止しても、沖縄電力を含む 10 電力会社全てについて、供給電力が最大需要電力を上回っている。また総量についても供給力が 18,981 万 kW で最大需要電力 16,923~17,003 万 kW を上回っていて、原発がないとすぐさま停電になるとか、供給できなくなるという状況ではないとしている。「停電になる」などの不安をあおるような主張の根拠は、供給を過少にそして需要を過大に評価して作られていることを指摘している。

(ウ) 2011 年 7 月 7 日の参議院予算委員会で井上哲士議員（日本共産党）が、「原発からの撤退を決断してこそ自然エネルギーの本格的開発・普及ができる」として、図（3）のようなデータを示した³⁶⁾。これによると再生可能エネルギーの潜在能力は 20 億 kW を超え、現存原発の供給能力約 5000 万 kW の 40 倍もあり、主力は風力発電にあることが示されている。

図(3)



以上をまとめると、近畿地方の電力供給を担っている関電が、近畿地方住民の多くが抱く不安と要望にも拘らず、2012年7月、大飯原発3号機と4号機の再稼働に踏み切った。しかし、その後の関電の「電気予報」における電力需給関係から検証しても、2基の稼働は不要であることが判明した。

また、全国の電力需給についても、試算によって供給が需要を上回っていることが明らかにされ、原発全てが停止しても、ただちに停電になることはないことが示されている。

何世代にもわたって消滅することの無い「高レベル放射性廃棄物」の大量生産を停止する、即ち原発利用をやめるために、電力会社は、自身の社会的責任を果たすために、別のエネルギー源利用を真摯に求めるべきである。日本の自然エネルギーは、原発の供給電力の40倍の供給能力を秘めていることが示されている。

結びに代えて

危険な原発依存の暮らしを、安全な再生可能エネルギー利用の暮らしに変えるには、私達選挙民が、原発撤退の世論を喚起して、原発からの撤退を支持する自治体や国の議員数を増やし、国のエネルギー政策を変えさせなければならない。また、自分たちの暮らしに必要なエネルギーを身近な風水力や太陽光あるいは地熱から変換・入手する活動に自分たちで取り組み、余剰電力買い取り制度の活用を図ることが必要であろう。

参考文献等

- 1) 資料集「20 世紀の戦争と平和」、吉岡吉典、新原昭治編（新日本出版社、2000）68 頁
- 2) ウィキペディア日本語版
(<http://ja.wikipedia.org/wiki/「太平洋戦争」の「戦争末期」>)
- 3) 全上、「理化学研究所」の「沿革」
- 4) 「原爆と検閲」繁沢 敦子著（中公新書、2010）
- 5) 「日米密約外交と人民のたたかい」、新原昭治著（新日本出版、2011）第四章
- 6) 文献 1) の 190 頁
- 7) 文献 1) の 194 頁
- 8) 沖縄県のホームページ (<http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/1238/rikutimennseki.pdf#search='陸地面積'>) より
- 9) 日本物理学会誌第 42 巻（1987）第 1 号 64－68 頁「原子力三原則をめぐる諸問題」、藤本陽一
- 10) 原子力白書、昭和 31 年度版（初版、1957 年 12 月出版）、原子力委員会編の 15 頁
- 11) 1947（昭 22）年 7 月 2 日の参議院本会議における吉川末次郎議員の発言（資料 1）
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/001/0512/main.html>
- 12) 電力中央研究所のホームページ
(<http://criepi.denken.or.jp/intro/history.html>)
- 13) 高エネルギー加速器研究機構
(<http://legacy.kek.jp/newskek/2005/mayjun/INSmemorial.html>)
- 14) 文献 10) の 13 頁
- 15) 文献 10) の 177 頁
- 16) 文献 10) の 159 頁
- 17) 文献 10) の 25 頁
- 18) 原子力白書、昭和 33 年度版（1958 年 12 月）、原子力委員会編の 149 頁
- 19) 原子力白書、昭和 33 年度版（1958 年 12 月）、原子力委員会編の 153 頁
- 20) 原子力百科事典「ATOMICA」<http://www.rist.or.jp/atomica/>、JPDR の解体
- 21) 原子力ハンドブック（1989）、オーム社、192 頁
- 22) 日本原電のホームページ (<http://www.japc.co.jp/company/index.html>)
- 23) ウィキペディア日本語版 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/美浜発電所>)
- 24) 東京電力のホームページ
(<http://www.tepco.co.jp/nu/fl-np/intro/outline/outline-j.html>)
- 25) 第 33 回原子力発電全国シンポジウム予稿集 35 頁、坪田嘉奈弥
- 26) 環境省 (<http://www.biodic.go.jp/reports/3-4/c013.html>)
- 27) Wikipedia (http://en.wikipedia.org/wiki/Fission_product_yield)
- 28) ウィキペディア日本語版 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/国の面積順リスト>)

- 29) 国会事故調（東京電力福島原子力発電所 事故調査委員会）報告書 13 頁
- 30) 原子力ポケットブック、日本電気協会新聞部 2012 年版、263 頁
- 31) 原子力白書 2009（平 21）年版、資料編 218 頁
- 32) Wikipedia
(http://en.wikipedia.org/wiki/Onkalo_spent_nuclear_fuel_repository)
- 33) 日本の地質、木村敏雄、速水格、吉田鎮男著、（東京大学出版会、1993）288 頁
- 34) 関西電力のホームページ
(http://www1.kepc.co.jp/gensi/monitor/live_untan/u_real.html)
- 35) 気候ネットワークのレポート
(<http://www.kiconet.org/research/archive/energyshift/report20110701.pdf>)
- 36) しんぶん赤旗 2011 年 7 月 8 日
(http://www.jcp.or.jp/akahata/aik11/2011-07-08/2011070801_04_1.html)

資料（１）平和のための原子力（1953 年）

米国大使館の日本語訳（仮訳 pdf 版）から引用

(<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-major-docs-peace.pdf>)

ドワイト・D・アイゼンハワー

この演説は、1953 年 12 月 8 日、ニューヨークの国連本部で開催された原子力の平和利用に関する国連総会で、ドワイト・D・アイゼンハワー米大統領が行ったものである。

議長、および国連総会成員の皆さま

ハマーショルド事務総長から、バミューダにいた私に、今回の総会で演説してほしいという招待が届いたとき、私はちょうど英仏両国の首相ならびに外相との一連の会議を始める矢先だった。会議の議題は、世界が抱えるいくつかの問題に関するものだった。その後バミューダ会議の期間中、私の胸中には常に、大きな名誉が私を待っているという思いがあった。そして、本日この場所に立って、国連総会で演説をするという名誉を与えられた私に、それが現実のものとなったのである。

私は、皆さんの前で演説するという榮譽に感謝すると同時に、この総会を目の当たりにして、高揚感を味わっている。

1 つの組織の下で、これほど多くの人々の、これほど大きな希望が一堂に集まったことは、歴史上なかった。そして、ここ数年の重苦しい時期にあって、皆さんがここで成された討論や決定は、すでにそうした希望の一部を実現している。

しかしながら、行く先にはまだ大きな試練と大いなる成果が待ち受けている。私は、こうした成果が実現するとの確かな期待の中で、現在自らが有している職責をもって、米国政府がこれまでどおりこの機関を確固たる立場で支えていくことを断言する。そし

て、わが国がこうした支援を行う背景には、この世界におけるすべての国々の恒久的平和ならびにすべての人類の幸福と健康を実現する知恵、勇気、そして忠誠を、各国が十分に提供し合うとの信念がある。

私がこの場を、バミューダ会議に関する米国の一方的な報告を行う機会とすることがふさわしくないのは明白である。しかしながら、あえて言及するならば、あの美しい島で行われた討議において、われわれ出席者が、国連憲章で明確に示されているのと同じ、世界平和と人類の尊厳という偉大な概念の実現への道を追求していたことを断言する。他方、いかに希望に満ちて聞こえようとも、偽善的な決まり文句をただ唱えることも、この素晴らしい機会に求められていることではない。

そこで私は、この場を、過去何カ月もの間、立法府および行政府における私の同僚の、そして私自身の脳裏や胸中にあったいくつかのことを皆さんに伝える場にしようと決意した。これらのことは、当初は米国民に対してだけ話そうと予定していた考えだった。私は、世界に危機が存在するとすれば、それは、すべての国々、すべての人々に対しても同じように危機であり、同様に、ある 1 つの国の胸のうちに望みが存在するとすれば、それを世界中の国々が共有すべきである、との深い信念を持っており、これは米国民の信念でもある、と理解している。

そして、たとえ極めて小さな方策であっても、今日の世界の緊張状態を緩和することを目的とした提案を行うとすれば、国連総会の加盟国ほどそれを披露するにふさわしい聴衆はあるまいと思われる。

私は本日の演説を行うに当たり、私にとってはある意味では新しい言葉、軍人として人生の大半を送ってきた私が、でき得ることなら決して使いたくはなかった言葉で、あえて話す必要があると感じている。その新しい言葉とは、核戦争に関する用語である。核の時代は、非常に速いペースで進行しており、世界中の人々は、われわれすべてにとって極めて重要なこの分野の進展における現在の局面を、少なくとも相対的に、ある程度理解している必要がある。従って、もし世界の人々が平和を求めて知的な探求を行おうとするならば、現状における重要な事実を認識していなければならないことは明らかである。

核の危機や原子力に関して私が述べることは、必然的に米国の観点からの話となる。それが私の知る唯一の明確な事実だからである。しかしこの問題は、その性格上、単に一国の問題ではなく、世界的な議論を要する問題であることは、私がこの総会の場で訴えるまでもない。

1945 年 7 月 16 日、米国は世界最初の核爆発実験を行った。1945 年のその日以降、米国は 42 回の核爆発実験を実施している。

現在の核爆弾は、核時代の幕開けをもたらした兵器の 25 倍以上の威力を持ち、また水素爆弾は、TNT 火薬で数百万トン相当の爆発力にまで達している。

現在の米国の核兵器備蓄は、言うまでもなく日々増加しているが、現時点で、第 2 次世界大戦の全期間中、すべての戦域において、あらゆる爆撃機および銃から発射されたすべての爆弾と砲撃を合わせた爆発力の数倍を超えている。

艦上あるいは陸上基地発進のいずれにおいても、今や、単一の航空群が、第2次世界大戦の全期間を通じて英国に投下されたすべての爆弾の爆発力を超える破壊兵器を、到達可能ないかなる標的に対しても運搬できる状態となっている。

核兵器は、言うまでもなく、規模と種類においても、目覚ましい進歩を遂げてきた。核兵器の進歩たるやすさまじいものがあり、わが国の軍隊において、事実上、通常兵器の地位にさえ登りつめた。米国では、陸・海・空軍と海兵隊まで、すべてが核兵器を軍事利用できる能力を有している。

しかし、原子力の恐怖に満ちた機密と恐ろしい機動力は、われわれだけのものではないのである。

第1に、この機密は、わが国の友好国であり同盟国である英国とカナダが保有している。両国の天才的な科学者たちは、わが国の最初の発見、そして核爆弾の設計の際に多大な貢献をしている。さらにこの機密は、ソ連の知るところでもある。

ソ連は、この数年間、核兵器に莫大な資源を投下している旨を、わが国に伝えている。この期間、ソ連は、少なくとも1回の熱核反応実験を含む、一連の核爆弾の爆発実験を行っている。

米国がいったんは、いわゆる「核の独占」を手にしていたとしても、そうした独占はすでに数年前に存在しなくなっている。従って、わが国がこの分野で他よりも早いスタートを切ることによって、いわば大幅な数量的有利性をこつこつ蓄積してきたとはいえ、今日の核の現実を見ると、さらに重要な意味を持つ2つの事実が存在している。

第1に、現在いくつかの国家によって所有されている知識は、最終的に他の国々、恐らくはすべての国々に共有されると考えられることである。

そして第2に、兵器の数という点で極めて優勢であり、また、その結果として圧倒的な報復能力を有していたとしても、それ自体では、奇襲攻撃による大規模な物質的被害や人命の犠牲に対する予防策にはならないということである。

自由世界は、少なくともこうした事実を漠然と認識しており、当然のことながら、警戒態勢や防衛システムの大規模な計画に乗り出している。こうした計画は、今後さらに加速され、拡大されると思われる。

しかしながら、兵器や防衛システムに対する莫大な出費が、いかなる国家においても都市や国民の絶対的安全を保証できると考えてはならない。核爆弾の恐ろしい算術は、そうした簡単な解答を許してくれない。最大限の能力を持つ防衛に対してでさえ、奇襲攻撃に効果を上げる最小限の核爆弾を所有する侵略者であれば、恐らく、限定された攻撃対象に対し十分な数の爆弾を投下し、決定的な損害をもたらすことができる。

万一そうした核攻撃が米国に対して行われた場合、わが国は迅速かつ断固として対応する。しかしながら、米国の防衛能力は侵略者に対し多大な損害を加え得るものである、あるいは、米国の報復能力は侵略者の国土が荒廃するほど大きなものである、と私が言ったとしても、それはすべて、事実ではあるものの、米国の目的と希望を真に表現してはいない。

そこでためらってしまうと、2つの核の巨人が、震える世界を舞台に悪意をこめて永

久ににらみ合う運命に陥ったという考えの絶望的な終末を認めることになる。そこで足を止めてしまうと、文明の破壊―世代から世代へと受け継がれてきた他に代えがたい人類の遺産の消滅―の可能性と、人類が野蛮な状態から秩序を得て、公正、そして正義へと上に向かう古来の苦闘の道筋を再び最初から繰り返せという宣告を、なすすべもなく受け入れることになる。

そうした絶望的な状態の中では、どんなに分別ある人間でも、勝利を見出すことができるはずがない。こうした人類の荒廃や破壊と自らの名が、歴史の中で結び付けられることを望む者があるだろうか。歴史の何ページかには、確かに「偉大な破壊者」の顔が時おり記録されてはいる。ただし、歴史書全体を見れば、そこには人類の果てしない平和の希求と、人類が神から与えられた創造の能力が示されている。

米国が米国としての存在を示したいのは、個々の歴史のページではなく、歴史という1冊の本全体においてである。わが国は、破壊的ではなく、建設的でありたいと望んでいる。国家間の戦争ではなく、合意を欲している。他のすべての国の人々が自分たちの生活様式を選ぶことのできる権利を等しく享受しているとの確信を持って、米国は自らも自由であることを欲している。

従って、わが国の目標は、われわれが恐怖の暗闇から光に向かって進むことを助け、いかなる場所においても人類の心、人類の希望、そして人類の魂が平和や幸福や健康を手にもすべく前進できる道を見つけ出すことである。

そうした追求においては、忍耐を欠いてはならないということを、私は理解している。現在われわれが経験しているような分断された世界においては、ただ1つの劇的な行為によって救済がもたらされるわけではないことを、私は理解している。

いつの日か、世界が自らを見つめ、この世界の他の国々で、相互に平和を確信できる新しい環境が芽生えていることを実感できるまで、長い期間をかけて、多くの段階を踏んでいかなければならないことを、私は理解している。

しかし、何にも増して、私が理解しているのは、われわれがこうした行動を起こすのが、まさに今だ、ということである。

米国とその同盟国である英仏両国は、過去数カ月にわたり、こうした行動に踏み出していくための努力を行っている。われわれが、話し合いの場を回避している、などとは誰にも言わせない。米国、英国、およびフランスが、分割されたドイツの問題についてソ連との交渉を長い間求めていることは周知の事実である。この3カ国が、朝鮮問題についての交渉を長い間求めていることも、同様に知られている。

ごく最近になって、われわれのもとにソ連から、事実上4大国会議を開催したいという意欲の表明が伝えられた。わが国は、同盟国である英国およびフランスとともに、ソ連からのこの覚書の内容に、これまで示されてきたような受け入れがたい条件が記されていないことを歓迎した。

われわれが発表したバミュータ共同宣言からもすでに明らかなように、米国、英国、およびフランスは、早急にソ連と会合を開くことで合意に達している。米国政府は、この会合に対して、期待を込め、真摯に取り組んでいる。われわれは、こ

の会合で目に見える成果を得ることによって、平和への一步を踏み出すという、ただ 1 つの目標に向かってあらゆる努力を傾ける所存である。これこそが国際緊張の緩和に向けた唯一の確実な道なのである。

われわれはこれまでもそうだったが、今後も、ソ連が正当に所有するものを放棄するよう同国に求めることはない。

またわれわれは、ロシアの人々がわが国の敵であり、われわれはロシアと友好的かつ有益な関係を持って付き合うことを一切望まない、とは決して言わない。むしろ、われわれは、来るべき 4 大会議がソ連との関係構築の第 1 歩となり、東西の国民の間の自由な相互対話を将来的にもたらしものとなることを望んでいる。こうした対話こそが、平和的な信頼関係を築くために必要な理解を進める唯一の確実な、人間味あふれる手段なのである。

東ドイツ、占領下にあるオーストリア、および東欧諸国に現在くすぶっている不満に代え、われわれは、いかなる国家も他の国家に対して脅威とならず、とりわけロシアの人々に対して脅威となることのない、欧州自由諸国間の友好的な関係を求めている。

また、アジアで混乱、紛争、および窮状を乗り越えれば、そうした国々の人々が天然資源を開発し、生活を向上させる平和的機会を得られるようになることを、われわれは願っている。

これらは無駄な作業でも皮相な展望でもない。これらの背景には、戦争によってではなく、無償譲渡や平和的交渉によって最近独立を勝ち取った国々の物語がある。また、西側の人々が、貧しい人々、そして飢饉、干ばつ、および天災の一時的な被害を受けた人々に対し積極的な援助を与えたこともすでに報告されている。

こうした活動は、平和の行いである。そしてこれらは、平和を意図した約束や主張よりも強く訴えるものである。しかしながら私は、いつまでも過去の提案を繰り返したり、過去の行いを再び説明したりしたくない。今の時代の重要性はきわめて大きいので、平和に至る達成方法を、それらがいかに実現不可能に思えようとも、すべて試していかなければならない。

こうした新たな平和への道筋で、これまで十分には試されていないものが少なくとも 1 つ存在している。

それは、現在国連総会で提示されている道筋である。

1953 年 11 月 18 日に、この国連総会は決議で、以下の提案を行った。「軍縮委員会は、主要関係大国の代表によって構成され、受け入れ可能な解決策を個別に模索する小委員会の設置の妥当性を検討し、・・・そうした解決策を総会および安全保障理事会に、1954 年 9 月 1 日までに報告するものとする」。

米国は、国連総会の提案に留意し、世界の平和のみならず、世界の存在自体にも影を落とす核軍備競争に対する「受け入れ可能な解決策」を模索するために、「主要関係国」とされる諸国と早急に個別会合を行う用意がある。

われわれは、そうした個別の外交交渉に、新たな構想を持ち込む所存である。

米国は、軍事目的の核物質の単なる削減や廃絶以上のものを求めていく。

核兵器を兵士たちの手から取り上げることだけでは十分とは言えない。そうした兵器は、核の軍事用の包装を剥ぎ取り、平和のために利用する術を知る人々に託さなければならない。

米国は、核による軍備増強という恐るべき流れを全く逆の方向に向かわせることができるならば、この最も破壊的な力が、すべての人類に恩恵をもたらす偉大な恵みとなり得ることを認識している。

米国は、核エネルギーの平和利用は、将来の夢ではないと考えている。その可能性はすでに立証され、今日、現在、ここにある。世界中の科学者および技術者のすべてがそのアイデアを試し、開発するために必要となる十分な量の核分裂物質を手に入れば、その可能性が、世界的な、効率的な、そして経済的なものへと急速に形を変えていくことを、誰一人疑うことはできない。

原子力の脅威が、人々の、そして東西の国々の政府の脳裏から消え始める日を早くもたらすために、現時点で講ずることのできる措置がいくつかある。

そこで私は以下の提案を行う。

主要関係国政府は、慎重な考慮に基づき、許容される範囲内で、標準ウランならびに核分裂物質の各国の備蓄から国際的な原子力機関に対して、それぞれ供出を行い、今後とも供出を継続する。そうした国際機関は、国連の支援の下で設立されることが望ましい。そうした供出の割合、手続き、およびその他の詳細については、先に言及した「個別交渉」の中で適正に定めるものとする。

米国はそうした行動の探求を、誠意をもって行う用意がある。米国のパートナーとなる国で、同様の誠意ある行動を取る国はいずれも、米国が、理不尽な相手国でも卑劣な相手国でもないことを理解することになる。

この計画に従った最初の、そしてそれに続く初期の供出は、当然ながら量的には少ないものとなる。しかしながら、この提案は、完全に受け入れ可能な世界的査察・管理体制を構築するという、いらだちや相互の不信感を招きやすい試みを必要とせずに実施し得る、という大きな長所を持っている。

国際原子力機関には、供出された核分裂物質ならびに他の物質の保管・貯蔵・防護を行う責務を持たせることもできる。そして科学者たちが知恵を絞り、そうして蓄えた核分裂物質が、何者かによって不意打ちで強奪されることが基本的に不可能となるよう特別の安全体制を講ずる。

さらにこの原子力機関のより重要な責務は、そうした核分裂物質が人類の平和の希求に資する利用目的で使われる方法を工夫することになるだろう。例えば、核エネルギーを農業や医療や、その他の平和的活動のニーズのために応用することを目的として、専門家たちを動員することになる。また、世界の電力が不足している地域で、あり余る電力を提供することもその特別な目的となる。そうした体制によって、核物質を供出する各国は、人類への脅威ではなく、そのニーズに貢献することに、国力の一部を捧げることになる。

米国は、他の「主要関係国」と共に、核エネルギーのこうした平和利用を促進する計

画策定に着手することは、何よりも喜ばしい限りであり、また誇らしく思うものである。こうした「主要関係国」には、当然、ソ連も含まなければならない。私は、以下の計画を米国連邦議会に提出する用意があり、これらはそこで承認されると強く期待している。

第 1 に、核分裂物資の平時における最も有効な利用法に関する世界的調査を促進するとともに、その目的のために妥当であるすべての実験の実施に必要な材料がすべて確実に準備できるようにする。

第 2 に、世界の核備蓄の潜在的な破壊力の削減に着手する。

第 3 に、この文明が開化した時代に、東西両方の陣営の世界の列強が、戦争のための軍備増強よりも人類の向上心に関心があることを、すべての国のあらゆる人々が認識できるようにする。

第 4 に、世界が、恐怖による無気力から脱し、平和へと積極的に進展を遂げられるように、平和的対話の新たな道筋を開き、官民両方の話し合いによって解決しなければならない多くの困難な問題に対し、新たな準備に取り組む。

原爆（投下）という暗い背景を持つ米国としては、力を誇示することのみを望むのではなく、平和への願望と期待をも示したいと望んでいる。

来たるべき数カ月間は、重大な決断を多々伴うだろう。それらの決断は、この総会で、世界各国の首都や軍司令部で、統治者であれ統治される側であれ、あらゆる場所の人々の心の中で、こうした活動を脅威から脱出させ平和へと主導する決断となってほしいと願う。

そうした極めて重大な決断を下すに当たり、米国は、恐ろしい原子力のジレンマを解決し、この奇跡のような人類の発明を、人類滅亡のためではなく、人類の生命のために捧げる道を、全身全霊を注いで探し出す決意を、皆さんの前で、ということは世界の前で、誓うものである。

本日私をここにお招きいただき、非常に丁重にこの演説に耳を傾けていただいたことに対し、代表団の皆さんに再び感謝したい。

資料（２）第 1 回国会における吉川末次郎議員の質問抜粋

第 001 回国会 参議院本会議 第 9 号、昭和二十二年七月二日（水曜日）午前十時十二分開議

片山哲総理大臣他の国務大臣の演説に対して行われた 3 人目の吉川末次郎（社会党所属）の演説。

吉川議員はこの演説の最後の段落で「それでは私の申したいことをすべて省略して、それではこの問題について結論だけを申しますが、空想的な社会主義、ただ人類は平和を実現しなければならんというようなことは、昔から幾多の人が言うて来たことであります。それだけでは平和は実現されないのであります。我々は現実的な必然の因果律に根ざして説かなければならない。それは何であるか。それは即ち原子力の発見であります。新しい世紀を作らんとするところの原子力の発見であります。どうぞ片山君が、

そうした原子力の発見こそは新らしき世紀を作りつつあり、本当の平和主義を世界に実現するところのものは原子力である。原子爆弾であるというところの科学性の上に立つて、今後片山内閣の平和主義を我が日本の國民の間に展開し、又世界に対して、我々が持つておるところの平和主義國家の使命というものをば説明せられんことをば希望するところの者でありますが、右に対するところの御意見を私は首相よりお伺いいたしたいと思う者であります。」と述べた。国会で「原子力」のことに触れられた最初の質疑である

以下は、国会議事録のサイト

(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/001/0512/main.html>)

から関連部分を抜粋したものである。

第001回国会 参議院本会議 第9号、昭和二十二年七月二日（水曜日）午前十時十二分開議

議事日程 第八号 昭和二十二年七月二日 午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件（第二日）

第二 皇室會議の予備議員の選挙

第三 皇室經濟會議の予備議員の選挙

○吉川末次郎君 微恙で少し発熱いたしておりますので、お聞き苦しい点があると思いますが、どうぞ同情を以て御寛容が願いたいのであります。私は、昨日片山首相が本議場においてなされました施政方針演説を中心といたしまして、二三の質疑を参議院の社会党議員団を代表いたしましていたしたいと考えておるものであります。尚、専ら經濟、財政の諸問題に関しましては、後刻我が党より木村禧八郎君が同様に質疑をいたすことになっておりますので、そうした問題は多くこれを除きまして、それ以外の問題についてお尋ね申し上げたいと思うのであります。先ず私がお尋ねしたいと思っておりますことは、参議院の政治的職能について現内閣はどのようにお考えになつておるかということ等をば、この機会に御開陳が願いたいと思うのであります。（以下中略）

第二番目に私がお尋ねしたいと思ひますことは、現下最も重要なところの國民大衆の問題であります（以下中略）

第三に私はお尋ね申したいことは、婦人の政治的運動に対するところの首相のお考えをお尋ねしたいと思うのであります。（以下中略）

第四番目に御意見を承りたいと思ひますことは六三制の実施の問題についてであります。昨日首相の演説の中に若干それに対する所の御意見の御開陳がありました。日本が今後文化國家として世界に立つて行くという所の立場の上からも、又教育の民衆化という見地よりいたしましても、六三制の実施ということは誠に私は喜ぶべきものであると考えるのであります。併しながらその実施に際して十分なる所の準備が整つていな

かつた時には、私は教育界に幾多の紛乱を起す所の憂いがあると考えてるのであります。そこで現在正にそうした紛乱の状態であるということが出来るかと思うのであります。先に文部省は財務当局に対しまして六三制実施に対する所の経費の要求をいたしましたのが、その六分の一、七分の一に査定削減せられましたために、地方費の負担がその結果極めて多いものとなりました。而も地方の市町村はこれを賄う所の十分なる所の財源を持つておらないがために、止むを得ず父兄に寄附を要求いたしておりますのが各地方における所の現態であります。これは先に申しました我が國が文化國家として教育の振興を図らなければならんという見地よりいたしまして、かくの如き地方々々によつて、又学校々々によつてその額は相当多額にいずれも及んでおるのでありまするが、父兄のそうした寄附による負担というようなものをば止めさすようにして、そうしてこれを総合的な、國家的な一つの計画に基づいて調整せられるところの必要があるのではないかと思うのでありまするが、内閣の御意見はどうでありますか。全体的に考えまして、私はそれに関連して教育に関する六三制の問題について多少この機会に申述べて見たいと思うのであります。今まで一部におきましては、教育費である、或は文化費であるというようなものに金を支出するということは不生産的なことである。こういうような見解が相当に廣く普及いたしておつたかと考えるのであります。併しながらそうした考えは私は再検討されなければならないと思います。我々は今や武器を放棄するところの平和國家、文化國家となり、又敗戦の結果、我々の領土はせばめられ、日本の有するところの經濟的資源というものは極めて貧弱なるものであつて、我々の經濟的な生活の方途というものは、誠に暗澹たるものを感じざるを得ないのであります。この貧しい經濟的資源の上において我々は經濟的な生活の打開を図り、前途に光明を見出して行くためには、幾多の方法が考えられるのでありましようが、**その最も主要なところの一つの考えは、学問の力に頼るということであり、科学の力によつて、我々の經濟生活を打開して行くところの方途を案出するということであり、我々はこの乏しい經濟資源の上に立つところの生活からいたしまして、無いところから物を作つて行くようなことを、日本國民はこれから考えて行かなければならない。無いところから物を作つて行くと申しますのは、例えばこの空氣中の窒素を固定化して人造肥料、化学肥料を作る。今まで余り顧みられなかつたところの海洋、海の資源を科学的に利用して、そうしてこれを一つの經濟的価値のあるものに作つて行くとか、或いは又山林におけるところの材木も鋸屑を、ここにバクテリア、酵素を作用せしむるならば、パンができるというようなこともいわれております。又私は専門の科学者から、水力や火力によらずして、風の力を利用して豊富なる電氣を発生せしむることができるということも聞いているのであります。かくの如き發明発見の奨励、農村においては農村の機械化を図り、一切の産業の上において技術の高度化を図つて行くということは、我々はこれは教育の普及と学問の力によるの外はないのである。我々はそうした科学力によつてこの貧しき日本の國民の經濟生活を豊かにして行くの途を考えて行かなければならん。又最近言われているところによれば、原子核の破壊によるところの力を利用いたしまして經濟生活の一つの革命化が考えられる。例えばコップ一杯の水銀の原子核の破壊力というものは、ニュー**

ヨークからサンフランシスコまで、アメリカ大陸の東部海岸から西部海岸まで列車を数十回往復させることができるほどの力を持っているということも、外國の雑誌が書いているのを私は見たのであります。(以下中略)それは即ち原子力の発見であります。(「簡單」と呼ぶ者あり)新しい世紀を作らんとするところの原子力の発見であります。どうぞ片山君が、そうした原子力の発見こそは新らしき世紀を作りつつあり、本当の平和主義を世界に実現するところのものは原子力である。原子爆弾であるというところの科学性の上に立つて、今後片山内閣の平和主義を我が日本の國民の間に展開し、又世界に対して、我々が持つておるところの平和主義國家の使命というものをば説明せられんことをば希望するところの者でありますが、右に対するところの御意見を私は首相よりお伺いいたしたいと思う者であります。(拍手)

資料(3) 原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明

学術会議のホームページ

(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/03-02-s.pdf>) よりコピー

3-2

昭和29年4月23日

日本学術会議第17回総会

原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明(声明)

第19国会は、昭和29年度予算の中に原子力に関する経費を計上した。

原子力の利用は、将来の人類の福祉に関係する重要問題であるが、その研究は、原子兵器との関連において急速な進歩をとげたものであり、今なお、原子兵器の暗雲は世界をおおっている。

われわれは、この現状において、原子力の研究の取扱いについて、特に慎重ならざるを得ない。

われわれはここに、本会議第4回総会における原子力に対する有効な国際管理の確立を要請した声明、並びに19国会でなされた原子兵器の使用禁止と原子力の国際管理に関する決議を想起する。そして、わが国において原子兵器に関する研究を行わないのは勿論外国の原子兵器と関連ある一切の研究を行つてはならないとの強い決意をもっている。

われわれは、この精神を保障するための原則として、まず原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、國民に周知されることを要求する。この公開の原則は、そもそも科学技術の研究が自由に健全に発達をとげるために欠くことのできないものである。

われわれは、またいたずらに外国の原子力研究の体制を模することなく、真に民主的な運営によつて、わが国の原子力研究が行われることを要求する。特に、原子力が多く未知の問題をはらむことを考慮し、能力あるすべての研究者の自由を尊重し、その十分な協力を求むべきである。

われわれは、さらに日本における原子力の研究と利用は、日本國民の自主性ある運営の下に行われるべきことを要求する。原子力の研究は、全く新しい技術課題を提供するものであり、その解決のひとつひとつが国の技術の進歩と國民の福祉の増進をもたらすからである。

われわれは、これらの原則が十分に守られる条件の下にのみ、わが国の原子力研究が始められなければならないと信じ、ここにこれを声明する。

資料（４）原子力問題について申入れ

学術会議のホームページ

(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/03-04-s.pdf>) よりコピー

3-4

庶発第251号 昭和29年5月1日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

原子力問題について（申入）

日本学術会議は、原子力問題に関して従来慎重に審議してきた。しかるに第19国会において、本会議に連絡することなしに、原子力に関する予算が計上されたことは、われらの遺憾とするところである。

ついては、今後は、その誤なき運営について、本会議は特に強い関心をもつものである。政府においては、本年度の原子力予算の使用の方針ならびに今後の原子力問題の重要事項については、本会議に諮問されたく、ここに本会議第17回総会の議により、申し入れます。

資料（５）原子力の研究・開発・利用に関する措置について申入れ

学術会議のホームページ (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/03-09-m.pdf>) より

3-9

庶発第711号 昭和29年10月28日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 緒方 竹虎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

原子力の研究・開発・利用に関する措置について（申入）

わが国で、原子力の研究およびその開発、利用をはじめるについては、政府において、少なくとも次の諸条件を保障するための措置をとられたく、ここに本会議第18回総会の議により申し入れます。

1. 原子力の研究・開発・利用は、あくまで平和目的に限定し、その軍事的利用に導くおそれあるものの介入は、絶対にこれを排除すること。
2. 原子力の研究・開発・利用は、もつばら国民の福祉の増進、わが国の経済自立への寄与を目的とすること。
3. 原子力の研究・開発・利用およびその成果に関する重要な事項は、すべて国民がこれを知ることのできるように、公開されること。
4. 原子力の研究・開発・利用は、あくまで民主的な運営のもとに自主的に行われ、安易な外国への依存は、これを避けること。
5. 原子力の研究・開発・利用に係る機関の要員については、日本国憲法によつて保障された基本的人権を、とくに十分尊重すること。
6. 原子力の研究・開発・利用については、それにとまらぬ放射線による障害に対する対策、特にその予防のために、予め萬全の措置を講ずること。
7. 核分裂性物質または核分裂性物質の原料となる物質は、国民の利益のために、厳重に管理されるべきこと。

からダウンロードできるが、分量は 236 頁である。

- 30 -

資料（７）発電用原子炉の輸入について（勧告）

学術会議ホームページ

(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/02/04-08-k.pdf>) よりコピー

(注：原文は pdf 版 2 頁にわたっていたので、切り貼りして 1 頁にしてある。)

4-8

庶発第 291 号 昭和 32 年 5 月 6 日

科学技術庁長官 宇田 耕一 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

発電用原子炉の輸入について（勧告）

標記のことについて、本会議第 24 回総会の議を経て、下記のとおり勧告します。

記

最近、わが国の急迫したエネルギー事情と関連して、原子力発電を実用規模で実験するための発電用原子炉をできるだけ早く輸入することが課題となつている。

この発電用原子炉の輸入は、それが長期基本計画の一環としてなさるべきであり、特に、当該原子炉の輸入が、わが国技術の自主的発展を促進し、基礎的研究とも十分有機的関連をもつよう配慮されることを望むものである。



著者：富田道男（とみた・みちお）、工学博士

生年：1934 年生まれ

略歴：1959 年京都大学理学部卒業、1962 年京都大学工学部原子核工学科勤務（核反応工学）、1991 年京都府立大学生活科学部勤務（応用物理学）、1999 年龍谷大学文学部勤務（教育工学）、2005 年停年退職

1966 年 JSA 会員、2005 年 JSA 京都支部代表幹事、現在に至る

著書：『暮らしに係る自然環境を科学しよう』（近代文芸社、1998 年）

『住環境の物理学入門』（北斗書房、2003 年）

2012 年 11 月 10 日

日本科学者会議 JSA e マガジン編集委員会

The Japan Scientists' Association(JSA)